

議員発案第1号

由利本荘市議会議員の請負等の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月19日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者	由利本荘市議会議員	高 橋 信 雄
賛成者	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人
	同 上	小 川 幾 代

提案理由

地方自治法92条の2の一部改正による議員の請負に関する規制の緩和等を踏まえ、議員の請負等の状況の透明性を確保し、公正な議会運営及び適切な事務の執行を図るため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会議員の請負等の状況の公表に関する条例（案）

(目的)

第1条 この条例は、由利本荘市議会議員（以下「議員」という。）が由利本荘市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負及び議員の親族が経営に携わっている個人商店の契約（由利本荘市議会議員政治倫理条例第3条第3号に規定する契約をいう。以下、「契約」という。）の状況を公表すること等により、請負及び契約の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における由利本荘市に対する請負及び契約（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負及び契約ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負及び契約の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負及び契約に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写し

の交付を請求することができる。

- 3 前項に規定する写しの作成および送付に要する費用は、議長が定めるところにより、当該請求をした者が負担しなければならない。ただし、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負又は契約から適用する。